

2022年11月号

ニュースナビ

「特別支援教育に関わる教師の専門性向上」にかかわる教育行政の動向

立正大学 児嶋芳郎 (こじま よしお)

2022年3月に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」が報告を発表し、「特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策」として、小・中学校など通常学級の担当として採用した教師についても、「採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験」という方針を出しました。

この方針を含め、この間の特別支援教育を担当する教師の専門性向上に関する教育行政の動向を見ていきたいと思います。

専門性に関するこの間の動き

上述の検討会議の報告は、直接的には2021年1月に発表された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告及び2021年3月に中央教育審議会に設置された「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」(2022年9月までに8回開催)での審議内容を具体化するものです。

有識者会議では、「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」として、特別支援学級や通級による指導の担当教師や特別支援学校の教師への対応とともに、すべての教師に対して「発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実」を挙げました。

検討会議報告の内容

検討会議報告は、「主な課題」として「特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの在り方」という2つを示しています。そして、「教師の専門性の向上のための具体的方向性」のひとつとして、「全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応」が必要であり、「抜本的に特別支援教育の経験者を増やすためには、原則として全ての教師が比較的若い時期に特別支援教育を担当することが最も有効であり、今後特別支援教育の対象者の更なる増加が見込まれる状況を踏まえても必要性が認められる」との認識を示し、その「具体的方向性」として「任命権者(教育委員会―筆者注)及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること」と述べています。

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(大学において特別支援学校教諭免許状の取得に必要な科目の内容などについての指針)については、2021年10月から検討会議での検討が始まり、11月に視・聴・知・肢・病の障害種

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策(文科省HPより一部抜粋)

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。

ごとの具体的な内容を検討するワーキンググループが設置され、2022年3月に案を策定しパブリックコメントの募集などを経て7月に「教職免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について(通知)」が出されました。

検討会議報告の問題点

すべての教師が障害のある児童生徒に対する専門性をもつことは必要であり大切なことです。しかし、検討会議の構想は大きな課題を抱えています。

2021年度の新規採用者は、小学校1万6,440人、中学校1万49人、高等学校3,956人であり、合計約3万人となります。採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験するということを厳密に守った場合、最大で特別支援教育の経験が1年目の教師が約3万人、また2年目までの教師が約6万人ということになります。今回の方針では、この新規採用者は教員の定数内で配属され、加配されるものではありません。ですから、新規採用者が特別支援教育の場合に入った場合、同数の教員が特別支援教育の場合から出ていかなければならなくなります。2022年5月1日時点で、特別支援学校の教員数は7万8,474人、特別支援学級の教員数は7万3,446人(小5万1,416人、中2万2,030人)で、合計約15万人となっており、単純に計算すると約4割の教員が2年目までの経験者となってしまうのです。

教師の専門性は、実際の教育実践をおこなっていくなかで育まれていく側面もありますが、

その専門性の向上のために児童生徒がいるわけではありません。当然のこととして児童生徒の豊かな成長・発達の保障をないがしろにすることなく、教師が子どもたちとともに専門性を高めていく必要があります。しかし、上述のような状況でそれが可能でしょうか。

現在の学校現場では深刻な教員不足が続いています。特別支援教育に携わっている教師の方々からは、新採教員がしっかりと専門性を向上させるためには、受け入れる方に余裕がなければ、表面的な技術の習得のみに留まるのではないかという危惧の声が出ています。

少子化が進み、全体的な児童生徒数が減少しているなか、この10年間で特別支援学校は1.2倍、特別支援学級は2.1倍の在籍者になっています。在籍者が増加している要因のひとつに、通常学級が寛容性を失い障害によるさまざまな困難を抱えている児童生徒が生きづらい環境となってきたことがあります。そういった状況を改善していくためには、教師の人数を大幅に増員するなど、教育条件を根本的に前進させる必要があります。しかし、検討会議の方針は、教育行政としての公的責任ではなく、各教師の専門性の向上という自己責任に転嫁しようとしているのです。

*

特別支援教育に関する教師の専門性とはどういったものか、またそれを向上させるためにはどうしていけばいいのかを、教育行政による押しつけではなく、教師と保護者、そして障害者本人を交えて、私たち自身が考え、提起していく必要があるのではないのでしょうか。